

本会については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 加藤謹之助君登壇)

○建設委員長(加藤謹之助君) 御指名がございましたので議案第三十六号について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。
(議案不審査報告書) 別添参照

今回の補正は歳入歳出それぞれ百五十一万六千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ五億四千三百九十九万六千円と定めようとするものであり、給水装置の管理に要する経費で、給水装置点検委託料であり、三年間に点検を実施するとの説明があった後、質疑に入りましたが、委員より、この給水装置の点検は三十年の計画であり、どの程度まで点検するか具体的に説明してほしいとの質問に対して、まず量水器の点検と受水タンクの状況、水栓の取りかえ程度のサービスであり、本年度より六十二年まで実施し、今回は六千三百件の点検を行い、金額も一件

当たり平均単価で二百四十円程度の経費であり、修理するところまではいかなので理解してほしい。それ以上は業主に修理をお願いしていただく必要があった後、お認めしましたところ全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告をさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第三十六号について採決いたします。

本会に対して委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会では委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。 よって議案第三十六号は、委員長の報告どおり可決されました。

○議長(田村市郎君) 日程第五議案第四十九号屋外運動場新設工事請負契約を議題といたします。

本件について、提案不理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君登壇)

○総務部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第四十九号屋外運動場新設工事請負契約につきまして説明申し上げます。

本件は、社会体育施設整備の一環といたしまして、屋外運動場新設工事を施行いたそうとするものでございまして、その予定価格が九千万円を超えますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二十条の規定に基づきまして、議会の御議決を得るべく御提案申し上げます。

みれでは、本工事の概要につきまして説明申し上げます。

主な内容といたしましては、敷地面積二万二千九百三・三平方メートルの中に陸上競技用施設としてサッカー競技と併用いたします。一周三百メートルハコスのトラック一面と走り高跳び等のフィールド競技施設、さらに全天候型エのテニスコート四面、これと夜間の使用に付しましての照明設備、これをグラウンド部に六基、テニスコート部に六基、照明灯を設置いたします。さらに管理用の施設といたしまして、四百九十二・三平方メートルの管理棟一棟建設をしようとするものでございます。

次に請負契約の内容につきまして説明申し上げます。

契約の目的は屋外運動場新設工事でございます。契約の方法は指名競争入札による契約でございます。本件の予定価格が三億円を超えますため、市における受注機会増大のための共同企業体に対する建設工事等の発注取扱要綱に基づきまして、大手業者十六社と中小業者十六社の二つのグループに分けまして、グループ間において二社ずつの共同企業体を任意に結成させておりますので、指名業者数は十六共同企業体となっております。契約の金額は三億二千三百万円と相なつて

おります。なお、この入札経過につきましては二ページにございます。資料に記載のとおりでございますので御参考号に供していただきたいと思います。次に工期でございますが、契約確定の日から昭和六十年三月二十五日までと相なっております。契約の相手方は東京都千代田区三番町六番地一 飛島・村尾建設共同企業体 代表者 東京都千代田区三番町二番地 飛島建設株式会社 代表取締役社長 飛島 齋、東京都千代田区大塚 福生一、二一三番地 株式会社村尾組 代表取締役 村尾 光也でございます。

以上、ことに雅駁でございますしけれども、議事第四十九号の説明にかえておいていただきます。よろしく御審議を賜りまして原案とおり御確定くださるようお願い申し上げます。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

○二十番(指田保雄君) 市民待望の屋外運動場がいよいよ建設される

というところで私はこの議案に反対するものではございませんが、たとえば福生市が施主となって施工業者に三億二千三百万円の工事をやらせるわけでございますが、施主として施工業者にどれくらいまでの注文がつけられるのか、その辺を教えていただきたいと思います。

○総務部長(浅見裕康君) お答え申し上げます。

注文というのは具体的にちやうどどういう注文かということがわからないんですか……。

○二十番(指田保雄君) 福生市にもいろいろ業者もあります。たとえばこれだけの三億二千万円という工事にありますといろいろな資材調達、または下請業者に出さなければならぬ部分も出てくると思うわけですね。そういうものに對して普通民間ですとあんな業者を使ってくれと、こういう業者を使ってくれとできるわけです。しかし、地方自治体としてそういうことに對して限度があると思うんですが、福生市の市内の業者、中小企業の育成ということから考えてもそういうところから調達できる部分があれば、そういう調達に對して施主としてどれくらいまで発言ができるか、

さういふことです。

○総務部長(浅見裕康君)

お答え申し上げます。

本質的な意味では、もうこの人に請負を任せただという意味では問題はあるかと思ひますけれども、さういふような場合には従来から、やはり地元業者、さういったものの育成、全般的な産業、さういった面においても十分配慮をしてもらうようにという御指示も議会側からもちろんだいしてありますし、さほど強制的な言い方というのは差し控えておりますけれども、もう少し何とかこの辺のところをできるだけ地元に対して考え方を明らかに置いてできるだけ配慮をお願いしたいというふうなお願ひのお話はできるだけ申し上げるうちに、さういふ形でだいたい行つております。(「はい、了解」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

以上で質疑は終わります。

これより議事第四十九号について採決いたします。

お諮りいたします。

本会には原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

御異議なしと認めます。

よって議事第四十九号

は、原案のとおり同意されました。

○議長(田村市郎君)

日程第六 議事第四十八号 国鉄八高線八王子・

高麗川間電化早期実現に関する意見書を議題といたします。

本会について、提案理由の説明を求めます。

(十七番 東田正治君登壇)

○十七番(東田正治君)

御指名をいただきましたので、ただいま上程いたしました

国鉄八高線八王子・高麗川間電化早期実現に関する意見書について提案理由の説明を申し上げます。

八高線の電化につきましては、永年におたり沿線市町村ともどもその懸念案事項として関係機関に陳情してゐるところであります。が、われわれが期待する首都の環状線としてその一部である川越線の電化が最近認可されたことを知り、残された八高線の八王子・高麗川間については、

どうしてもこの機会を逃すことはできませんので、関係市町と協議し、この機会に関係行政庁に對して意見書をもって八高線電化の実現を図るべく提案をする次第であります。

以上でございますが、満場一致をもちましてこの意見書が採択されますようお願ひし、提案理由といたします。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に對する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第四十八号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よつて議案第四十八号

は、原案のとおり可決されました。

○議長(田村市郎君) 日程第七 推薦第一号 福生市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

この際、地方自治法第百十七条の規定により、高水惣八君の退席を求めます。

(十六番 高水惣八君退場)

○議長(田村市郎君) 本案について提出者の説明を求めます。

(二番 在原 博君登壇)

○二番(在原 博君) 御指名がございましたので御説明申し上げます。

農業委員会委員の推薦につきましては過日の全員協議会で建設委員会に一任されたので去る六月十四日の建設委員会におきまして慎重に協議選考いたしました。その結果、一期経験され学識とも豊かな高水惣八氏を全員一致によりまして推薦することに決定いたしましたので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願ひ申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(田村市郎君) 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

本会には原案のとおり推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって推薦第一号は、

原案のとおり推薦することに決定いたしました。

(十六番 高水惣八君入場)

○議長(田村市郎君) 日程第八推薦第二号 福生市農業委員会委

員の推薦についてを議題といたします。

この際、地方自治法第百十七条の規定により、石川泰一君の退席を求めます。

(四番 石川泰一君退場)

○議長(田村市郎君) 本会について提出者の説明を求めます。

(二番 在原 博君登壇)

○二番(在原 博君) 御指名がございましたので御説明申し上げます。

農業委員会委員の推薦につきましては、過日の全員協議会、建設委員会に一任されましたので、去る六月十四日の建設委員会におきまして慎重に協議選考いたしました。その結果、農業の経験、学識とも豊かな石川泰一氏を全員一致によりまして推薦することに決定いたしました。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(田村市郎君) 以上で説明は終わりました。
これより質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって推薦第二号は、原案のとおり推薦することに決定いたしました。

(四番 石川泰一君入場)

○議長(田村市郎君) 日程第九閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

厚生委員長から目下当委員会において審査中の本件について、会議規則第七十条の規定により、お手元に御配付のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって本件は申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第十特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件については、三常任委員会から継続調査の要求がありました。

本件は、お手元に御配付のとおり閉会中の継続調査としたいと思いますか。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって本件特定事件は、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を開じます。

これをもって、昭和五十九年第二回福生市議会定例会を開会いたし
ます。

午前十時五十二分 開議、開会

署名議員

福生市議会議員 田村匡雄

議員 宮本良一

議員 指田保雄

議員 村尾栄次

写

福総庶発第千五十六号

昭和五十九年六月十八日

福生市議会議長

田 村 市 郎 殿

福生市長 田 村 匡 雄 印

追加議案の送付について

昭和五十九年第二回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。
一 議案第四十九号 屋外運動場新設工事請負契約

議案第四十八号

国鉄八高線八王子・高麗川間電化早期実現に関する意見書

右の議案を提出する。

昭和五十九年六月二十一日

提出者	東	田	正	治
賛成者	村	野	和	一
森	田	治	男	郎
小	野	沢	久	
林	田	武		
遠	藤	洋		
上	野	重		
勝				

福生市議会議長

田 村 市 郎 殿

国鉄八高線八王子・高麗川間電化早期実現に関する意見書

運輸省は去る五月八日、川越線の全線電化と一部複線化工事について認可した旨発表したが、われわれ沿線住民が川越線の電化とあわせて期待していた八高線八王子・高麗川間の電化が取り残されたことは、きわめて遺憾である。

よつて国鉄及び運輸省はわれわれの永年の念願である八高線八王子・高麗川間の電化と川越線との相互乗り入れについて早期実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和五十九年六月二十一日

福生市議会議長 田 村 市 郎

内閣総理大臣

大蔵大臣

運輸大臣 殿

国鉄総裁